

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第18条中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、現在実施している都市計画税の税率の軽減措置を延長することにより、納税者の税負担の軽減を図るものである。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第18条 平成15年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p>	<p>附 則</p> <p>第18条 平成15年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p>